

森山メモリアル病院

訪問診療

契約書・重要事項説明書・同意書

森山メモリアル病院（訪問診療部）

旭川市旭町2条1丁目31番地

電話番号 0166-55-2000 ファックス番号 0166-30-9398

重要事項説明書

1. 施設概要

施設名	森山メモリアル病院
所在地	北海道旭川市旭町 2 条 1 丁目 3 1
法人種別	社会医療法人 元生会
代表者名	院長 丹野 克俊
電話番号（FAX 番号）	0166-55-2000（0166-55-5050）

2. 事業の目的と運営方針

①森山メモリアル病院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導、訪問診療の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師が、通院困難な要介護者状態（介護予防居宅療養管理指導にあたっては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とします。

②指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握しそれらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

③指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

④居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 従業員数及び勤務の体制

（1） 管理者 1 名

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申し込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

（2） 医師 4 名（うち 3 名兼務）、事務員 1 名、看護師 1 名

（3） 訪問での診療を基本としますが、必要時往診、オンライン診療、電話再診を行います。

4. 営業時間

営業日：月曜～金曜日 営業時間：9:00～17:00

5. 苦情申立窓口

北海道国民健康保険団体連合会（平日 9 ～17 時）

担当 総務部介護保険課企画・苦情係

住所 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目

電話 011-231-5175（直通）

6. 緊急時の対応方法

病状により救急搬送等が必要な場合は、患者様あるいはご家族ご関係者様に救急車を呼んでいただく(119番)可能性がございます。搬送先の医療機関には適宜当院より適切な情報提供を行います。

7. 利用料金について

利用料金につきましては、別紙「訪問診療料金表」をご参照ください。

8. その他

①ハラスメントに関して

当院訪問診療部（以降当事業部）では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、警察に通報し断固たる対応をいたします。また、ご本人やご家族等からの暴言・暴力・ハラスメントの際は、今後の契約を終了とさせていただきます。

例) 暴力行為、脅迫行為（大声、暴言、言葉による迷惑行為も含む）、物品・車両などへの損壊行為
セクシャルハラスメント行為（言葉によるものも含む）

長時間にわたる面談要求や解決し難い要求

診療あるいはそれに付随する業務に際して逸脱した非協力的行為（無視や拒否等）

診療中の飲酒・喫煙（診療の妨げとなる、かつまたは職員の健康被害につながる恐れがあるため）

その他、上記に準ずる迷惑行為、周囲への害と認められる行為

許可のない写真や動画の撮影・録音（患者様及び職員の個人情報・プライバシー保護の観点から）

②虐待防止について

診療あるいはそれに付随する業務中に、当事業部従業者または養護者による虐待を受けたと思われる患者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

当事業部は、患者様の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な体制の整備として委員会の設置・定期的な開催（1年に1回以上）、指針の策定、担当者の選定を行うとともに、従業者に対し定期的な研修の実施（1年に1回以上）等の措置を講じます。

また、患者様または他の患者様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他患者様の行動を制限する行為は行いません。また、身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の患者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するよう努めます。

虐待防止に関する責任者：医療相談室 室長 池田 昂

③感染症対策について

当事業部は、感染症の発生及びまん延の防止のため、森山メモリアル病院院内各部署と共同して委員会の設置・開催、必要な研修・訓練の実施などの対策を講ずるよう努めます。

④災害対策について

当事業部は、地震や災害などの緊急事態が発生したときに被害を最小限に留め、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とすべく対策を講ずるよう努めます。（ただし、自然災害等が発生した際には事前連絡なく診療を中止せざるを得ない場合がございます。）

9. 個人情報取扱（別紙：「個人情報取扱について」参照）

主治医：森山メモリアル病院

電話番号：0166-55-2000（直通）0166-55-2000（代表）

所在地：北海道旭川市旭町2条1丁目3 1

契約書兼同意書

締結日：令和 年 月 日

（乙）当事業部は、甲に対する訪問診療の提供開始にあたり、利用者あるいは養護者に対して契約書及び契約書別紙、重要事項説明書（個人情報取扱含む）に基づいて必要事項を説明しました。

説明者（乙）所在地 北海道旭川市旭町2条1丁目31

名 称 社会医療法人元生会 森山メモリアル病院

氏 名 訪問診療部：_____

（甲）私は、契約書及び契約書別紙、重要事項説明書（個人情報取扱含む）に基づいて、乙から説明を受け了承し、訪問診療の実施を申し込みます。また、定められた診療費、その他の諸料金は所定の期日までにお支払いいたします。

利用者

（住 所）_____

（氏 名）_____

代筆者（連帯保証人）

（住 所）_____

（氏 名）_____

（続 柄： ）